

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

## 寒川町教育委員会規則第4号

### 寒川町特例補充教員の報酬を定める規則

#### (目的)

第1条 この規則は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、特例補充教員の報酬について定めるものとする。

#### (特例補充教員の報酬)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号によりパートタイム会計年度任用職員として採用された特例補充教員の報酬は、月額で定めるものとする。

2 条例第18条第1項に定める報酬の額は、同条の規定にかかわらず、月額356,120円とする。

#### (その他の報酬及び手当)

第3条 前条に定める報酬のほか、特例補充教員に支払うべき報酬、期末手当及び勤勉手当については、条例の定めるところによる。

#### (協議)

第4条 教育委員会は、この規則を改正するときは、あらかじめ町長と協議するものとする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。